

平成29年度

認可外保育施設保育料助成制度のご案内

認可外保育施設などを利用するご家庭の保育料負担を軽減するため、以下の条件で保育料の一部を助成します。

1 対象施設

- (1) 東京都認証保育所（目黒区外も含む）
- (2) 区内の定期利用保育事業
- (3) 東京都が「ベビーホテル」または「その他施設」と分類する認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たす旨の証明書を受けた保育施設（目黒区外も含む）

※ひとり親で育成手当を受給されている方は上記施設のほかに対象施設を拡大しています。詳細は2ページをご参照ください。

2 対象者の条件

次のすべてに該当していることが助成の条件となります。

- (1) 当該月の1日現在、児童及び保護者が目黒区に住民登録があり、実際に居住していること。
- (2) 認可保育所等に在籍しておらず、保育の必要性の支給認定(2号または3号)の申請を完了させていること。
※求職中の場合は保育料助成の対象外となります。
- (3) 児童が月の初日から施設に在籍しており、かつ、施設と月160時間以上の保育委託契約を結んでいること。
- (4) 当該月の保育料を支払っていること(保育料を滞納していない)。

3 助成区分及び助成金額

- (1) 東京都認証保育所、区内の定期利用保育事業又は東京都の指導監督基準を満たす認可外保育施設

助成区分(階層の区分)	助成金額 (月額)
生活保護世帯及び住民税非課税世帯	50,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が7万5千円未満の世帯	40,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が7万5千円以上12万5千円未満の世帯	35,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が12万5千円以上22万円未満の世帯	30,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が22万円以上32万円未満の世帯	20,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が32万円以上42万円未満の世帯	15,000円
区市町村民税所得割の世帯合計額が42万円以上の世帯	5,000円

(2)ひとり親世帯の追加対象施設等について

ひとり親世帯については、東京都認証保育所、区内の定期利用保育事業又は東京都の指導監督基準を満たす認可外保育施設に加え、家庭福祉員(目黒区内に限る)と月ぎめ保育委託契約を結んでいる場合も助成の対象とします。(1ページ「2 対象者の条件」をすべて満たしていることが必要です。)

必要書類等については保育課までお問い合わせください。

助成区分(階層の区分)	助成金額 (月額)
一律	15,000円

※ 助成区分の階層の算定にあたっては、認可保育所の利用者負担額(保育料)計算に準じます。

4月分から8月分までは28年度区市町村民税所得割額、9月分から3月分までは29年度区市町村民税所得割額により助成区分の階層の算定をします。(調整控除と所得割の調整措置以外の税額控除を行う前の所得割)

※ 助成金額(月額)が基本保育料額(月額)を上回る場合には、助成金額は基本保育料額を上限とします。

※ 認証保育所をご利用されている方が、同じ月にその他認可外保育施設を利用したなど、複数施設を利用した場合2施設分の助成は受けられません。

4 助成を行わない場合

(1)助成対象者の要件に該当していることが確認できない場合

(2)偽り、その他不正な手段により助成金の交付申請、請求があった場合

5 申請・交付等スケジュール

申請に基づき、下表の期ごとに内容を審査し、交付決定通知書または不交付決定通知書等により結果を郵送にてお知らせし、申請書記入の指定口座への振込みによりお支払いします。

助成金交付スケジュール				
期	対象月	提出期限日 (必着)	交付(不交付)通知 予定	支払予定
第1期	4月・5月・6月	平成29年6月30日	7月末	8月中旬
第2期	7月・8月・9月	平成29年10月2日	10月末	11月中旬
第3期	10月・11月・12月	平成30年1月4日	1月末	2月下旬
第4期	1月・2月・3月	平成30年3月15日	4月中旬	4月下旬

※通知・支払の時期は、審査状況等により前後する場合がございます。

※助成期間は、助成開始月から平成30年3月までです(対象者の条件に該当している月に限ります。)

※申請した期分からが助成対象となり、期限を過ぎた申請により遡ることはできません。

6 申請手続き等について

(1) 申請に必要な書類

平成29年度認可外保育施設保育料助成金交付申請書(兼口座振替依頼書)

(2) 申請書類の提出先、お問い合わせ先

目黒区子育て支援部 保育課 保育施設利用係 あて(Tel 03-5722-9868～9)

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎2階

郵送 または 持参 どちらでも構いません。

※支給認定を受けていない方は持参のみとなります。詳細はお問い合わせください。

(3) 申請内容に変更が生じた場合

住居、世帯構成、受託先、税額等申請内容に変更が生じた場合は、各期の申請書提出期限迄に必ずご連絡及び再申請をお願いいたします。新たに申請がない場合は助成金交付の対象外となる場合がございます。

(4) 申請内容の確認について

児童が在籍する保育施設に対し、区から利用状況等を確認いたします。

(5) その他

平成28年度以前に同制度の申請をされた方も年度ごとに新たな申請が必要です。

7 よくあるご質問

- 「保育の必要性の支給認定(2号または3号)の申請を完了させていること」が条件だが、いつ時点で認定申請を完了させていることが必要なのですか？
→各期の申請書提出期限日までに、不備なく申請を完了させる必要があります。(認定証は後日郵送いたします。)
- 2号または3号の保育の必要性の支給認定を受けていれば、認可保育施設の申し込みをしていなくても保育料助成は受けることができるのですか？
→できます。また、保育料助成の申請は1度提出していただければ、年度内(平成30年3月分まで)は有効ですが、申請内容に変更等が生じた場合は新たに申請が必要となり、新たな申請がない場合は助成金交付の対象外となる場合がございます。詳細については窓口またはお電話にてお問い合わせください。
- 認可保育所や認定こども園(中・長時間保育)や地域型保育事業の内定を辞退した場合はどうなりますか？
→保育料助成に影響はありません。引き続き認可外保育施設等に通っている場合は対象になります。
- 年度の途中で東京都の指導監督基準を満たす旨の証明書の返還を求められた認可外保育施設はいつまで保育料助成の対象となりますか？
→返還を求められた年度の翌年度まで対象となります。また、年度途中で新しく証明書の交付を受けた施設については、証明書を受けた日の属する月から対象施設となります。
- 複数の保育施設を利用して、いずれも保育料助成対象施設であり、かつ、要件を満たす保育委託契約を結んでいる場合、助成金の交付はどのように行われますか？
→助成金交付対象施設を1つの保育施設に決定し、交付いたします。交付対象施設の決定は利用状況等を勘案して行います。

以 上